

令和5年度第3回  
北海道再犯防止推進会議専門部会

議 事 録

日 時：2023年11月1日（水）午前10時開会  
場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

## 1. 開 会

○事務局（本田道民生活課長） 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

第3回北海道再犯防止推進会議専門部会を開催させていただきます。

私は、道民生活課長の本田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、パブリックコメントを11月下旬に予定しておりまして、その前の段階での最後の専門部会となります。

本日の会議は、おおむね1時間30分を目途に進めさせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、北海道労働局の小林様は、本日はご都合により欠席となりましたので、ご報告いたします。

それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、出席者名簿、配席図、資料1として第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）素案（案）です。それから、参考資料1として、第1回・第2回専門部会主な意見、参考資料2として、各都府県の再発防止推進計画における成果目標設定有無とその内容というものがあります。

資料はおそろいでしょうか。

## 2. 議 事

○事務局（本田道民生活課長） それでは、早速、次第に沿って議事を進行させていただきます。

議題（1）第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（黒田主幹） 道民生活課の黒田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料についてご説明をさせていただきます。

まず、参考資料1ですが、第1回・第2回専門部会での主な意見を記載して、右側に具体的に対応する取組内容の項目を記載しております。いただいた意見を踏まえて対応させていただくというものです。

また、参考意見については、具体的に対応する箇所はないのですが、意見としてご紹介しているところです。

次に参ります。

資料1ですが、第二次北海道再犯防止推進計画の素案（案）として、前回、第2回にお示しした内容から数点修正しております。

1枚めくっていただきまして、新旧という形では作成しておりませんが、「はじめに」の内容で、国の第二次計画の考え方、現在の道の状況、また、国では地方公共団体が再犯防止推進計画を作成するに当たっての参考資料として手引を公開しておりますが、その記

載を参考にして修正しております。

1段落目が法律で規定されていることで、その中に都道府県、市町村の役割を記載しております。第2段落では、道の取組として計画を策定して取り組んできたこと、第3段落では、犯罪をした人たちについて息の長い支援が必要であるということについて記載をしています。第4段落では、国の第二次計画の策定を踏まえて、これから道の第二次計画をつくっていきますという趣旨で記載をさせていただいています。

5ページ目になります。

計画指標として、国の第二次計画を踏まえてどのように取り組んでいくかということです。前回では、令和9年の目標値を検討中として、口頭で考え方をお示ししました。その考え方のベースということで、参考資料2をご覧くださいなのですが、改めて各都府県の再犯防止推進計画でどういった目標が設定されているのかを整理しました。

他の都府県においては、裏側に全体を取りまとめていますが、成果目標を設定している都府県が29団体ございます。目標として再犯者数の減少率、減少人数を併記している都府県が18団体、目標に再犯者数の減少人数のみを記載している団体が4団体、目標に再犯者数の減少率を記載しているのが2団体、その他、例えば再犯防止推進計画の策定市町村の数を設定していたり、新受刑者中の再入者数の基準値の減少というものを設定していたり、複数の項目として、例えば広島県のように3項目を設定しているところがございます。

傾向としては、再犯者数の減少率、減少人数を記載しているところが多く、その具体的な目標数値として20%というのが多いです。その考え方は、国が初めて減少の目標数を出したのが平成24年度の20%減でした。国が具体的に示している数字がこの20%で、各都府県の中で再犯者数を20%以上減少としているところは国の考え方に準拠しているものと考えられます。

北海道の考え方ですけれども、資料裏面の下の部分に考え方を整理したものがございます。再犯防止推進計画ですので、再犯者についての数値が分かりやすいものであろうと考え、北海道では、直近の令和4年のデータから、計画期間の5年間でどれくらい減少しているのか、率はどれくらいなのか、平成29年から令和4年までの検挙人員数と、そのうちの再犯者数を把握しました。

増減数としては、5年間で1,124人の減少、そのうち再犯者数は618人の減少ということで、増減率では、検挙人員数は12.9%の減少、再犯者数は15.6%の減少ということでした。

前回、宮越課長からお話がありましたが、人数的には減少傾向にありまして、引き続き減少を目指すということで、できれば人数としては2,850人以下、減少率としては15%以上の減少ということといたしました。

前回は申し上げましたけれども、国の第二次計画では減少ということで指標を設定し、改善していくと記載されているのですが、具体的な目標数値は示されておりません。ただ、

目標数値は目に見える形で設定したほうが分かりやすいところがあると考えています。また、道民の方々から見ても、人数についての記載が分かりやすいと考えまして、目標設定をしたところです。

○事務局（本田道民生活課長） ちょっとだけ補足いたします。

今、他県の状況ということで、国が平成24年に制定した再犯者数を20%減少させるという目標に準じて他県で設定されていると思うのですけれども、それが令和2年に達成されておりまして、他県が計画を策定された時点ではもう終了しております。

他県の状況を見ますと、おおむね令和3年ぐらいから計画がスタートしており、令和2年辺りの国の状況、目標を見ながら設定されたと考えるのですけれども、これから目標を設定するとしたら、今、20%以上減少するというものはもう終わっておりますので、ここから新たに考えていかなければいけない状況です。

例えば、長野県が令和5年4月に設定されているのですけれども、20%という数字を使わず、独自に再犯者数の減少という人数を設定されております。

○事務局（黒田主幹） ほかに変更しているところは、46ページです。

地域による包摂を推進するための取組ということで、国、市町村、民間団体等との連携強化というところですが、若干変更しています。

道の取組中②地域の関係機関・団体に対する情報提供等で、二つ目のポツですが、道の各種支援制度について、ホームページを通じて分かりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう取り組みますとしています。

前回は「活用できるよう努めます」となっておりましたが、実際に取り組んでいるところもあり、引き続きという意味合いもありまして、「取り組みます」としております。

また、その次の③の市町村との連携ということで、広域自治体として市町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めますとしています。

これは、「支援の検討を進めます」という表現でしたが、いわゆる計画の用語として「実施に努めます」という表現としています。

前回の計画の素案から修正した部分は、以上のとおりです。

○事務局（本田道民生活課長） それでは、今、ご説明させていただきましたことにつきまして、ご意見等をお願いいたします。

ありませんでしょうか。

○事務局（黒田主幹） すぐにはご意見が出ないようですので、前回、前々回にいただいたご意見をまとめた参考資料1の補足説明をさせていただきます。

まず、1番、2番ですが、計画指標、目標についての設定についてご意見をいただきました。減少率と同じ割合ということで、なかなか難しいところがあるというご指摘をいただきました。

具体的な目標を設定するかというのは、なかなか難しいところもございまして、先ほど

も申し上げましたが、まずは減少を目標にするということです。結果、まずは、15%以上減少できればという目標設定といたしました。

安全で安心な社会の実現に向けた妥当な数値設定なのかというご意見をいただいております。5年後に検証する際に、道民の方が納得できるものがないというご指摘がございました。

これについては、再犯者数を減少させて、再犯防止を進めていくということを考えていくと、道民の方々に分かりやすい数字として、いろいろな要素があるのですが、再犯者数を減らしていくというものが一番分かりやすい指標ではないかということで、他県の計画の目標も参考して検討したものです。

3番は、住居の確保（支援）について、問合せ先の周知等の工夫が必要ではないかというご意見です。

これについては、具体的な取組では就労・住居の確保等というところです。ただ、周知等の工夫となりますと、具体的には46ページになると思うのですが、情報提供ということで、道の取組②の地域の関係機関・団体に対する情報提供等というところで、道の各種支援制度についてホームページを通じて分かりやすく提供するというところで、これを元にしながら周知を図っていければと考えているところです。

4番は、連帯保証人が不要でも入居できる制度が増えていくといいというご意見をいただいております。この周知につきましても、今申し上げたように、ホームページだけでなく、効果的な方法があればということで、考えていきたいと思っております。

5番と6番で、一番対応が難しいのは、刑務所内で支援を求めない、出所してからも形だけの支援しか求めている、満期まで勤め上げる方、そういった方々が最大の原因ということです。

これは、どこまでできるかというところはございますけれども、まずは保健医療や福祉サービスの利用の促進として、そこのサービスを受けられるように、刑務所のほうが良いという意識を変えてもらえるような取組ができればと思っております。

7番と8番は、病院との連携は大変重要で、勉強会などを開催していくことが大切であるということと、過去に精神保健福祉センターが保健所、振興局と連携し、周知などの活動を実施したものです。

そこは、対応が難しい面もありますが、できる限り関係する部署と連携して、取組なり情報提供なりをできるようにしていければと考えています。

また、薬物依存者に対して対応できる病院が少ないということで、23ページにあるとおり、道の関係機関・団体との連携強化ということで、関係部と連携しながら、対応できる病院に協力をお願いしていければと考えております。

10番は、依存症に対する治療的アプローチ、自助グループの存在に対する支援、啓蒙も必要ということで、これは24ページになるかと思えます。

民間団体等への支援ということで、自助グループ等との連携となります。支援、援助は

難しいですが、そういったグループの活動が大切だということの周知を図っていただければと考えております。

14番で、薬物に限らずアルコールやギャンブル依存症は、経済的な破綻や生活の破綻に結びつき、それが犯罪の原因となっているが、そういったことへの支援や対策についてはどう考えているのかというご意見でございます。

こちらについては、第4章の犯罪をした人等の特性に応じた公的な支援の実施ということで、33ページ以降で、道の取組として、それぞれの特性に応じた形で対応していくこととしております。

おっしゃられた内容は、警察が介入する、いわゆる犯罪となる前の部分で、対応は難しいところがあると思うのですが、関係先と情報を共有していきながら、市町村なども巻き込んでいくと、いわゆる地域による包摂ということで、情報を共有しながら、どういふふうに対応していったらいいのかということを考えていくことになると思っております。

次のページの15番は、指標における道民意識調査の項目は非常に大事な数値であり、指標としてではなくても残してもらいたいということですが、43ページの広報・啓発活動の推進というところに参考として残しております。

道が行う道民意識調査の前には、どういう項目について意識調査を行うかという選定の手続きがありまして、私どももエントリーする予定ですが、選外になることもあり、調査実施が確定したものではないために目標として立てづらいのですが、過去のデータは残しております。次回についても、再犯防止について少しでも知っていただくことは大切ですので、エントリーをして何とか道民意識調査に調査項目を載せることができると考えています。

16番は、市町村の民間協力者、保護司に対しての理解度の温度差を感じる、市町村の協力の意識の違いもあり、連携協力の必要性を感じるということです。これは、17番もそうですが、18番以降も、市町村に対するアプローチをどういふふうにしていったらいいのかということで、市町村の役割が大切であるというご意見であると考えております。

ここについては、市町村へのアプローチということで、前回もご紹介させていただいたと思いますし、矯正管区さんから触れていただいたと思うのですが、市町村に勉強会をやりますということで呼びかけて、認識してもらって、こういった取組がある、市町村としても対応する必要性があるということを知っていただくことを考えています。

前回は、市町村の窓口をきちんと確定させて、そこへアプローチをしていくべきだというご意見もございましたので、少しでも市町村に認識してもらって、必要な計画を策定するなど、対応してもらえよう取り組んでいきたいと考えております。

その他のところは割愛させていただきたいと思っております。

足りないところもあると思うのですが、ご意見に対しての考え方をご紹介、お知らせさせていただきます。

○事務局（本田道民生活課長） 少し補足させていただきますと、参考資料1の一番右側に番号を振りまして、いただいた意見がどこの項目、どこの表現に関連しているかというところを記載しておりますが、関連する部分について、こういう言葉を入れたほうがいいのか、あるいは、現状と課題に書き込んでいくということも考えられますし、また、計画ですので、予算的なものを具体的に書くことがなかなか難しいところもありますので、それは課題意識の中に盛り込んでおくべきということもあると思います。予算的なことは、この後、議会で承認を得てやっていくことになりますので、現段階での状況や考え方をどのように盛り込んでいくか、あるいは修正していくかというご意見をいただければと考えております。

○森構成員 私、2回目は出ていないので、分かっていないこともあると思うのですが、まず1点は、文言についてです。

真ん中よりちょっと下に、「生きづらさの原因を取り除くことが結果的に再犯防止につながります」とあるのですが、原因を取り除くというのは、ほぼ不可能なことだと思うのです。ですから、文言としては、生きづらさを理解し寄り添うだと思うのです。僕は「寄り添う」という言葉はあまり好きではないけれども、取り除くとなると、ちょっと違ってくる気がしました。これは支援する側の意識なので、理解し寄り添うほうがいいかなと感じました。

2点目は、伺っていると、全体的にぼんやりしてくるのです。明確ではないというか、それが今話していることなのかもしれないですが、では、具体的にどうなのというところにいけそうな気がしないのです。

第1回目で話をさせてもらったり、多くの方がおっしゃってくれていたのは、就労が難しいというその要因にフォーカスする必要があるのではないかという話が出ていたと思います。

僕は刑務所に収監されていたことがあります。また、札幌刑務所に薬物依存離脱指導の指導員として入らせてもらって、十六、七年たったでしょうか、ダルクは薬物依存症のリハビリ施設なので、私も含めて刑務所から来る仲間も多いですが、スタッフとして22年ぐらいやらせてもらっています。その中で感じるのは、犯罪傾向が高まって、犯罪集団の中にいることで安心する人たちもいるということです。ですから、こういう言い方をすると身も蓋もないかもしれませんが、そういう人たちに幾らアプローチしても難しいと思っているのです。その関係が強固だからです。それこそ、刑務所の中で、誰々さんが出所時に迎えに来てくれることになっていて、仕事も世話してくれると言っていて、話を聞いていると、どうも搾取ではないかと思うのだけれども、その人たちの感覚としては、安心で安全なのです。

でも、それは刑務所でもある程度把握できると思うし、札幌刑務所の場合は更生保護委員会の常駐している方もいて、その方が履歴を見ながら、どのぐらい困っているのかというのを推測してくれているのですが、やはり、困っている人だとこちらの提案を受け止め

と思うのです。就労に向けての活動とか、住居は確保できますとか、そういうことに困っている人を抽出していくという段階を経てから次のことになっていかないと、やみくもにお金も時間も使ってしまう感じがしてしまうのです。

刑務所の分類の職員さんたちには、**収容者の事情に詳しい人**がいると思うのです。受刑者の方に寄り添っている分類の職員さんも多いように僕は感じているのです。札幌刑務所しか分からないですけども、そう感じていますから、そういう人と**協働**して出所後の計画を立てていく、面接していくということから始まっていくほうがより具体的で安定する気がするのです。**そういった現実味のあるようなこと**になっていければいいなと感じました。

あとは、全体がぼんやりしていて、これは誰がやるのか、どこでやるのかが見えな気がします。

また、僕からすると、申し訳ないけれども、薬物乱用防止キャンペーンなんてやっても意味はないと思います。もう使っている人に向けて再犯防止の話をするのですからね。薬物乱用防止の話を一般の人たちにする予算があるのだったら、別のほうに向けたらいいのではないかと感じました。

○事務局（本田道民生活課長） まず、犯罪をした人が安心感のあるところに行くというところは、今回、はじめにの中に書き込んでおります。はじめにとか現状、課題というのが具体的な施策になっていないではないかという思いを持たれることもあると思うのですけれども、我々行政としては、ここの現状の認識とか課題が非常に重要で、そこから5年間を進めていくということですね。その手段として、その後に計画の中で盛り込める形の施策を並べていくと。

今回、はじめにの中で表現させていただいたのは、これも国の計画などを踏まえながらですが、3段落目です。私も、再犯防止に携わって、状況を理解してもらおう人をもっと増やしていかなければいけないと感じました。なかなかなじみのない施策ですので、現状を理解してもらおうということで、まずははじめにの中に入れていくと。3段落目で、犯罪をした人たちの中には、福祉的なものが必要だったり、障がい者の方がいたり、必要な支援を希望しない方がいらっしゃるって、就労を確保しないまま矯正施設を出所する者、薬物依存を有している者がいて、その中には、社会生活になじめないで、追い詰められて、孤立して、再犯に至ってしまうという状況があることをまずは理解してもらおうということが非常に重要かと思います。

それを理解してもらおうというのは、我々の庁内も含めですが、これは北海道が進めていくものなので、庁内の各部局にも理解してもらって、市町村にも見ていただくものでもありますし、事業者にも見てもらうものなので、そういった状況をまず理解してもらって施策を進めていくというところをまずは確保していきたいと思いました。

また、更生保護委員会の話もあったので、後で少しお話しいただけることがあればと思います。

この計画をつくっていく中で、北海道だけのものというよりは、国の取組も入れさせていただいていますけれども、そこでの連携をしっかりとっていくことが大事で、両方の施策を盛り込んで初めて全体として取り組んでいけると思っております。

この後も、表現も含めて気になるところがあれば教えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局（黒田主幹） 最後に、キャンペーンについて、再犯で常習している方だと全く意味がないというご意見がありました。これは、常習している方々に何とかやめていただきたいということのほか、手を出さないでという予防的な観点もありまして、常習の方にはなかなか響かないかもしれませんが、全体として、手を染めないようにという意味合いがあってキャンペーンをやられていると思っております。そこはご理解をいただければと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 前回、磯田構成員から、予備軍への対応というお話があったと思います。こういったキャンペーンで、少年向けの大麻とか非行少年を生まないということは国の計画にも盛り込まれていますし、この計画の中にも非行少年を生まないという予備軍の対策も盛り込んでいくこととしております。

宮下課長、お話をいただけますか。

○宮下構成員 北海道地方更生保護委員会の宮下です。よろしく申し上げます。

ダルクの森さん、どうもありがとうございます。

森さんが北海道に来られたときからのお付き合いですので、その心情は私もよく理解しているつもりではあります。その一方で、行政の職員でもございますので、今、北海道の課長がお話しされたこともそのとおりでないと**い**います。そこは、皆さんでいろいろな意見を出し合って、それぞれの意見を持ちながらいろいろ関わっていただくのが一番いいと思います。

まず、森さんからありました、はじめにの原因を取り除くという文言に対するご意見は、本当にそのとおりと私も感じました。

再犯防止推進計画に関してですが、確かに、これは誰が読むのかというところが大変重要だと思うのです。当然、ここで関わっておられる関係機関の方々もそうですけれども、広くは北海道にお住まいなられている方々が見て分かりやすいものであるべきなのだろうと思っております。

そういうところで、個別具体的な部分を各機関で細かく対応していくという文言が入ってしまうと、一体何ページ、何冊の計画になるのかということもあろうかと思えます。

まず、ずっと大事だと言われている地域において各機関が支援できること、支援を求めている人が、その後、犯罪や非行に関わらないようにするために地域で包摂していくことを考えれば、森さんは欠席されていましたが、前回も、各保護観察所で、これまでもやっていなかったわけではないのですが、各地域における地域援助を行うためのネットワークの構築は、必要に応じてとか、観察官の個人の努力で個別にネットワークが

作られてきたものを、私たちが職務を行っている根本の法律である更生保護法が一部改正になって、地域援助のためのネットワークを構築するということが保護観察の業務であるということが明記されました。

これは、保護観察所の業務としてネットワーク構築を行っていくということになるのです。多くは、保護司が割り当てられている保護区ごとの所在する市町村の方々と、医療、福祉の関係機関の方々と間でネットワークを構築していくと。これは、これまでもできている部分はあるので、個別の事案に応じてネットワークができ上がったりしているところはあるかと思います。事案のあるなしにかかわらず、皆さんで共有していきましょうという体制を考えて構築していくことになります。

そして、ネットワークの構築で大事なものは、顔を見せ合うということもすごく大事ではあるのですが、対象者のなすりつけ合いをやっては全く意味がなくて、何ができるかということをお互いに出し合った上で共有していくと。そのときに、実際に支援を必要とする人が出てきた場合に、あのときに合わせたということと、いよいよなれば、この計画に書かれている具体的な取組の一つであるという説明も可能かと思います。

具体的に明記されていたほうが分かりやすい部分もあると思うのですが、逆に、どちらにも取れるなというものがあってもいいと個人的には思っています。

また、薬物の「ダメ。ゼッタイ」のキャンペーンです。

森さんとずっとお付き合いさせていただいて、近藤恒夫さんのお話を聞いて、確かにそのとおりだなと思うところと、地方更生保護委員会では、仮釈放の手續に関する調査面接等を保護観察官が行わせてもらっているのですが、私自身も何名かと面接をさせてもらっているときに、すごく年齢が上がってから薬物に関わる人がいるのですね。どうしてこの歳で関わったのか、では、若年のときはどうだったのかと聞くと、実は、小学校、中学校で受ける「ダメ。ゼッタイ」がすごく心に残っていると言うのですね。

ですから、当事者の話を聞いてどうかというのはまた別な話として、小学校、中学校での教育によって、とどまるというか、関わらないようにしている部分はあるのかなと思いました。

ですから、それはそれとして、また、薬物と関わって、それこそ、やめられなくなるような方々へのアプローチと二つあってもいいのかなと思います。これも個人的な感想ですが、そう思っていました。

これは、決して反論ではなく、個人的な感想です。

○事務局（本田道民生活課長）　ここでいただいたご意見は、参考資料1にまとめているものも含めて、全て関係部局と共有しておりまして、こういった意見が来ているということは伝えて、部局でしっかり考えていただく形にしています。

それから、今、包摂のお話がありました。今回、国の計画の改定でも、そこがすごく大きな改定の内容になっているのですが、はじめにの中にも包摂感が足りないと感じました。

包摂については、4ページの重点課題の6番ですね。今までの繰り返しになるかもしれ

ませんけれども、国と地方公共団体との連携というか、対等というか、柔らかい感じだったので、地域でしっかり担っていくようにという表現に変わっております。そして、今、宮下課長がおっしゃったように、ネットワークというところも、都道府県の役割として示しております。5ページの中段辺りに役割分担が示されていて、国の役割と道の役割の中で、域内の市区町村に対する支援やネットワークの構築という役割が示されていることを踏まえて、46ページに飛ぶのですが、4ページでお示した地域による包摂を推進するための取組と、新しい考え方で、赤字で整理しております。

46ページの道の取組の①連携体制の整備という中で、今、4ブロック会議を開催しているのですが、その中に市町村は、オブザーバーとしてお声かけをさせていただいていますが、正式なメンバーとして入っていないのです。これは市町村の意向も考えなければいけないので、はっきりとは書けないのですが、ブロック会議には市町村も正式なメンバーとして入っていただいて、ともにネットワークをつくっていく、顔を合わせていくという形にしていくのが今回の考え方です。そこまで書き込めていませんけれども、そういう意味で連携強化と表現しております。

それから、新たに③市町村との連携ということで、ネットワークの構築ですね。ここは、国が都道府県の役割として示したことです。しっかりと盛り込んで、これを書くということは、これに基づいて北海道としてネットワーク構築の取組をしていく、ここが次の推進状況の管理を毎年やっていきますので、何をやったかというのは、ここの施策に対応する形で来年度は出していく形になります。

その他、ご意見をいただきましたらお願いします。

○高橋構成員 札幌矯正管区の高橋です。

先ほどの森さんのお話の中で、刑務所の分類で困っている人とか、そういったニーズがあるというところは恐らく分かっているので、計画を立てて支援に結びつけていくことができればいいのではないかというお話がありましたが、まさしくそのとおりだと思います。

分類というのは何をするとところかという、分類審査保護という出所に当たっての就労支援だとか……

○事務局（本田道民生活課長） ちなみに、この計画の中のどこかにそれが見えますか。

○高橋構成員 恐らく、なかったと思います。矯正施設という書き方や刑務所という書き方はあると思うのですが、細かい部門というところの表現はなかったと思います。

**分類では**、出所者に対する就労の支援とか、特別調整というところで、いろいろ支援をしているのですが、刑務所でも、高齢とか障がいを持っているとか、就労したいという希望を持っているとか、希望や客観的な事実で要件を満たす人に対しては、支援をしていくという体制自体は整っております。

ただ、希望していないとか、要件を満たしていないとか、困っている人全員に支援ができるというところまで至っていないのが現状です。そこをご理解いただいて。でも、関係機関と協力しながら支援体制を整えているところですし、刑務官とか矯正施設の職員、

保護観察官もそうですけれども、困っているような人に対して支援が必要ではないかという働きかけは行っているので、支援に結びつきやすい環境、体制にはなってきていると思っています。

○事務局（本田道民生活課長） 今、ご説明いただいたのは、14ページの国の取組の辺りでしょうか。

○高橋構成員 そうですね。この計画の中では、14ページの矯正施設在所中の生活環境の調整というところが該当すると思います。

○事務局（本田道民生活課長） ほかにお気づきの点がございましたらご意見をいただきたいと思っています。

○森構成員 これは、20%とか目標があるではないですか。県ごとになっています。例えば、札幌刑務所だと本州からもたくさん来ていますが、そういう人たちはどういう扱いになるのか、参考までに教えてもらいたいのです。

道内居住者のことを言っているのか、札幌刑務所に勤めて、その後に再犯防止ということになるのか、分かりにくかったです。

○事務局（黒田主幹） 私どもも、前回、荒木さんから、発言いただきましたが……

○荒木構成員 身分帳の問題ですね。

○事務局（黒田主幹） そうですね。それであれば押さえられるというお話をいただきました。

私どもは、警察庁で出している統計数値をもらってやっているのですが、もしかしたら、今、森さんが疑問に思っている、移動をしているというのが曖昧になっているところはあると思っています。

ただ、結局、どの数値を基にするかというところでいくと、いわゆる公式に出されているものから把握する形になってしまいます。申し訳ないのですが、今、そこまで掘り下げはできていないのが実情とご理解いただければと思います。

ちなみに、データは警察白書などから把握しております。

刑法犯の検挙人員数と再犯者数ということで、申し上げづらいところですが、実は、全国のデータがあって、それは各都道府県の積み上げなのですが、細かい数字についてはご提供をいただいています。この会議の中でお伝えするかどうかというのは、正式な形で都道府県レベルまで公表されていたかどうか、私もきちんと覚えていません。たしか出ていなかったという気持ちもあります。

○森構成員 何人というところまで細かく出ていたので、どのように追っているのか不思議になっただけです。

○事務局（黒田主幹） 全国で積み上げたものが警察白書などに出ているのですが、都道府県ごとまでは公表されていないと思います。白書の中には出ていなかった記憶がございます。

○事務局（本田道民生活課長） ほかにいかがでしょうか。

○小松構成員 定着支援センターの小松です。

私も、先ほどありましたけれども、はじめにの生きづらさを取り除くという書きぶりになってしまうというのは、支援者側の正義の押しつけのような感じになる気がしました。

計画策定の1ページの道民が安心して安全で暮らせる社会の実現ということで、罪を犯した人たちをサポートする側面と、地域住民の安心と言う側面では、安心とはある意味不確実性の排除というところもあるので、道民の安心・安全が違う方向に行ってしまうと、片方を排除する形になるところもあるので、その辺のイメージは注意して言葉を使っていかなければならないと感じました。

また、再犯防止推進計画は行政がつくるものですね。広く道民にという中では、中間層の市町村というのは欠かせないと思っています。

前回もお話しさせていただいて、地方の市町村の再犯防止推進計画の策定状況21市町村と書かれていますけれども、この21市町村は、全国的に見てこの数はどうなんですかね。市町村の数は都道府県によって違うから分からないですが、北海道的に割合をどういうふうに押さえているのか。

道としては、市町村をどう巻き込むかというアプローチに着手していただきたいと思っていますし、そこが肝になってくると思います。

私も、いろいろ地方を回っていくと、そういうケースは無いということで終わってしまうのです。そうではなくて、相談できないだけで、身近にいるのです。というところをどう理解してもらえるかは、市町村をどう巻き込むかだと思います。そのネットワークづくりは、行政的などころももう少し働きかけて、前回も言ったネットワークのための会議や、市町村と道の関係では、道がきちんと後方支援をしますというところを明確にしたり、具体的な動きが必要なのではないのでしょうか。

市町村を巻き込んだネットワークの会議中では、私たちも機会があれば参加させていただいて、様々な罪を犯した障がい、高齢の部分をお話しさせていただくこともできるでしょうし、いろいろと連携をしながら、より住民に近い立場の人たちをまず巻き込んでいくというところが必要かなと思いました。

○事務局（黒田主幹） 市町村の計画策定の状況ですが、今年の4月1日現在で、北海道ですと21市町村です。全体でどれくらいかというところ、1,700くらいの市町村だと思います。市区町村なので特別区も含まれて、それが497団体となっております。1,700の400なので、25%から30%を切るくらいとなっております。

それでいくと、北海道としては少ないというところがありますし、アプローチとして、再犯防止に関する情報提供をしてもなかなか反応がないという感じはあります。

ですから、これからも市町村に対してアプローチをしていかなければなりません。特に、今回、国の第二次計画でも市町村を含む地方公共団体の役割が明確化され、広域自治体として北海道がどのように引っ張っていくかというところがありますが、やっていかなければならないと思っています。

どういうふうに頑張るかというところは、以前、北海道の熱意が試されているのですというご意見もいただいていますので、国の機関と何とかスクラムを組んでできればと考えているところです。

○事務局（本田道民生活課長） 洞爺湖町の平間課長補佐、市町村の視点からこの計画を見ていただいて、市町村の再犯防止に対する関心、関与、理解をより進めていくためのご助言、ご意見をいただければと思います。

○平間構成員 市町村の立場から見ても、やはり市町村によって温度差があるのは間違いないと思います。北海道の計画について、内容的にこれ以上の意見はないですけども、計画ができた際には、北海道と国の機関と一緒に各市町村に働きかけをしていただいたり、勉強会などをしていただければ、より理解も深まるのかなと感じました。

○事務局（本田道民生活課長） 我々も市町村での研修会や勉強会はやっていく意向はあるのですけれども、議会の承認等もありますので、現段階で計画の中にそこまで明記することはできないですが、方向性としてはこの中に入れ込んでいると考えております。

○宮下構成員 地方再犯防止推進計画の各市町村の策定の関係についてですけども、平成29年に国の第一次再犯防止推進計画が立てられた後、それぞれ所管する市町村に、あくまで努力義務ではあるけれども、地方再犯防止推進計画を積極的に策定するよう働きかけるようにということで、保護観察所でも大きく動いておりました。

そのときの各市町村の反応は、私たちは北海道が計画を立てて考えますという状況でした。その後、北海道に、そういう状況ですということも伝えながら、上から下がってくるものではないので、各市町村で独自につくられても構わないということで働きかけを行ってきました。ところが、北海道の地方自治体は、堅いところもあって、それを崩すのがなかなか難しかったのですが、令和3年3月に北海道で策定していただいて、徐々に各市町村のほうで積極的に考えていただけるようになった状況です。

また、私たちは道単位の機関ですから、カウンターパートとしては北海道ということなので、各地域においては、総合振興局または振興局がカウンターパートになりますが、昨年の令和4年に、北海道地方更生保護委員会の委員長が自ら各総合振興局に出向いて、所管する自治体に地方計画を積極的に策定してほしいという依頼も行ってきておまして、中には、各振興局から管轄する市町村へその話をしていただいているところもございます。

これにとどまらず、その前から札幌矯正管区にもご協力をいただいて、各自治体への働きかけを一緒に行っております。

独自で計画を策定するというのは、市町村の実情により難しいところもありますので、まずは、それぞれ立てられている福祉計画や総合計画の中に再犯防止の重なる部分を入れてもらいながら、包含する形で策定してもらおうという方法の働きかけも行っております。

未策定の自治体については、これから働きかけを行ってまいりますし、保護観察所の各地域のネットワークの構築に関しては、当然のことながら、生活定着支援センターにもお声をかけてもらおうと思いますので、そういった話があったときには、ぜひご協力をい

ただければと思っております。

○事務局（本田道民生活課長） 鈴木先生、特に目標の考え方についてのご意見をいただければと思います。

○鈴木構成員 国際大の鈴木でございます。

まず、何度か議論をしながらも、**モヤッ**とした感じで話を聞いておられる方も多いのではないかと思います。一つは、安全と安心と言ったときに、安全というのは、多分、数値である程度確認できると思うのですが、安心というのは、読んで字のごとく心がありますから、数値で安全が確保できましたと言われても、安心できるというものではないと思うのです。

個人**レベルですと**、出所のときに迎えに来てくれる、そして仕事も**世話をしてもらえ**る、しかし、それはどうも搾取されてしまうのではないかと考えたときに、「それは安全ではないから、安全ではないよ」、「こっちのほうが安全だよ」と言えますが、先ほどあったように、「そこは安心なのだ」という方にはなかなか響かないところがあるので、安心と安全はイコールで語れないところなのだと思うのです。

森構成員が**言われているように**、**刑務所**の分類の方々はそのような心の部分をよく把握されているから、そういったところを支援につなげられないのかというご意見で、まさに心の部分**への配慮**ですね。安心と安全は**微妙に**違っていて、安全だから安心できるということではない、そこがじっくりいかないところなのかと思います。

数値のところでは言いますと、実際にいろいろな都道府県で数値目標を掲げていますけれども、例えば、東京、神奈川、大阪、名古屋なども**ともと母数の大きい地域**は、数値を出せないというか、出してしまうと自分たちの首を絞めてしまうところがあるので、数値ではなかなか語れないところがあります。また、数値を出してしまうと、これだけ安全なはずなのに、なぜ安心できないのかというように、北海道であれば道民が、こんなに数値が下がっているのに何か不安だよ、そこが納得いかないというのが数字の難しいところかと思います。

しかし、うちの市町村にはそういう方がいないから計画は策定しなくてもいいという話にはならないと思うのです。そういう方が一人でもいらっしゃったら、その方に対応できるというのが安全・安心な社会だと私は思っているのです、そのためにも、それぞれの市町村のご理解をいただかなければいけません。

最初に宮下構成員からありましたが、これは誰が読むのかというときに、ホームページに載ったとしても、多分、うちの学生が**真っ先に**これを読むとは思えないのです。犯罪というのは、決して自分と縁遠いことではなくて、しかも、その方々が立ち直っていく社会で同じように自分たちと暮らしていくということに関心のある方から徐々に読まれていくと思います。そうすると、そういう方を増やしていく必要があるし、そういう方に読んでいただいたときに、こういうことを**道がリーダーシップをとって**やっているのだなど、しかも、これは第二次計画ですから、第二次、第三次といくに従って、第一次では達成でき

なかったものが達成されていくのだという形で読まれる必要があると思います。

そう考えたときに、「はじめに」のところの文言のこだわりは、私としては非常に大事なのかなと思いました。要するに、道がどのように取り組んでいくのかというスタンスが示されるところなので、読み手を意識した際に非常に大事なところかと思いました。この文言はさらに吟味をしていただく余地があると思いました。

そういうことを考えていきますと、今回、ネットワークというところを非常に大切に、少しでも広い北海道の市町村に計画を策定していただく、なおかつ、道がチャンネルとして開いています、相談していただければ何時でも相談窓口が開いていますということを知るとおっしゃっていたのですが、周知をどうするかというところがむしろ要で、結局、これを見たときに、うちにもそういう人がこれから出所してきそう、全く計画もなくてまずかったね、では、すぐにでもやりましょうかという形でこれを読み返して、記載されている内容を自分たちの自治体では具体的にどうしようかというところに結びつかないと、ここで何かモヤッとしているねという話を繰り返しても、結局は施策という形での取組に結びつかないわけです。つまり、これをつくったけれども、実際には余り変わらなかったねという形になってしまうとまずいのかなと思っております。

ということで、私としては、先ほどの6番ですね。今回、各自治体を巻き込まなければいけないところを、地域による包摂を推進するための取組を重点課題という形で書きましたけれども、そこが具体的にこの5年間で進むのかどうかというところをきちんと確認していけるような計画でなければ、次の第三次になったときに、せつかく巻き込もうと言ったけれども、それがなぜできなかったのか、どういったところが不足していたのかというところの検証が出来ないのではないかと思います。

仮に第二次でそこら辺がなかなかうまくいかなかったときに、犯罪をする方の数は減っていて、再犯をする方も増えているわけではなくて、数値としては、1人が2回も3回もリピーターとして再犯してしまって数字を上げていることになるのです。私は少年事件をずっとやっていますけれども、それは少年も一緒です。要するに、何回も少年院と社会との間を行ったり来たりを繰り返すこととなります。ですから、1回犯罪を犯して、2回目の再犯で収まる人が3人いるのか、それとも1人の人が3回、施設と社会の間を行ったり来たりするのかの問題ですね。根深いのは、3回行ったり来たりする人をどうやって4回目来ないようにするのか、これを現場で働いていらっしゃる方々は非常に問題視しているし、そこを支援する方々に何とかご協力いただいて少しでも少なくできないだろうかというところだと思います。

それが可能であれば、第二次の計画の中で何ができたのか、何ができていなかったのかというところを、しかも、先ほど言いましたように、広い北海道の市町村を巻き込めたのか、巻き込めなかったのかというところを明らかにしないといけないと考えます。これをつくっていろいろ議論をいただいたけれども、結局、第三次計画をつくるときに、何かモヤッとしていて、結局、モヤッとしたまま終わってしまうと、モヤッとしたものをまた再

度つくらざるを得ないのかということになり、今日のご出席の方が次はもう出てこないということになってしまわないかなということを心配しながら議論を聞かせていただきました。

○事務局（本田道民生活課長） もやっとしているというのは、優しい言葉ですけども、我々にとっては非常に重い言葉だなと認識しています。

要は、我々だけでなく、道庁全体がこの課題意識をしっかりと持つということと、それを国、市町村と共有していくということをしっかりとやっていかなければいけないというご意見だと考えました。

そして、46ページの検証のところについては、一つは市町村計画の策定ということであったり、会議への参加というところだったり、会議の回数だったりという数字を追っていかなければいけないと思いますが、毎年、推進状況は確認していきますので、その際には市町村の巻き込み状況を追っていきたいと考えております。

村川事務局長、ご意見をいただけますでしょうか。

○村川構成員 北海道地方保護司連盟の村川です。

今、鈴木先生が、私たちが思っていたことをとても的確にまとめてくださって、よかった、理解してくださっているなど安心して聞いていました。

私たち保護司の立場で言えば、日々活動していることを市町村に、私は前回、温度差があるので支えてほしいというつもりでお話をしたのですが、先日、全道の保護司さんが集まって会議をしたのです。そのときに、うちの地域には何十年も犯罪者がいないのだという方ももちろんいらっしゃいました。札幌市内では、絶えず切れることなく対象者をずっと持ち続けているという保護司さんも山のようにいます。

また、支える保護司さんの数が、今、本当に極端に減ってしまっていて、国が持続可能な保護司制度を考えるということで会議を開いているのですけれども、やはり、地域の中から支援をしていただかなければ、私たち保護司は増えていけないと思うのです。極端に言えば、ある日突然誰もいなくなってという危機感が今は本当にあらわになっています。

今、減少傾向、減少傾向とおっしゃっていますが、学校の先生方とお話すると、少年の真犯というのは、4月から6月で昨年1年度分の数値を超えたのです。私たち保護観察所から対象を持たせていただくに当たり、家庭裁判所で審判にかかって保護観察処分になる方が急増しているのです。ですから、認知件数が昨年から微増していて、減っているというような数値に安心してということとは不可能かと思うのです。

もう一つ、とても気になっていたのは、再犯防止推進計画をどこで誰が読んでくださっているのだろうかということです。失礼な言い方なのは重々承知ですけども、関わってなければ読んでいただけていないと思いますし、先ほどおっしゃったように、薬物ダメのキャンペーンにしても、誰が見て誰が実感を持ってくださっているのか。私たちは、極端に言うと、ここにいらっしゃる方たちの手にかかる出所者の方たちはまだ幸せなのだなどと逆に思うのです。

例えば刑務所を出られるときに、特別にも当たらないし、自分が希望しないから就労支援にも申し込まない、でも、就労支援に申し込むようにという指導を受けていて、申し込まれている方はいらっしゃるのですけれども、結局、何もしないまま私たちと接触をして、自分たちはどこで仕事を探したらいいのだろうと。その中で、落ちこぼれてと言ったらおかしいのですけれども、日々の住居、生活費を稼げない方たちが再度大変な思いをなさって、また犯罪に陥ってしまう方がいらっしゃるという現状を踏まえていくと、生意気かもしれないけれども、落ちこぼれた人たちも見ていくような仕組みづくりがとてもありがたいと思います。

日々、対象者と接している私としては、そう思いました。

○事務局（本田道民生活課長） 民間協力者の保護司の方々をはじめとした活動の促進については、37ページの現状と課題についても、これを読む人が理解を進めていただけるようにということで厚く書かせていただいている、39ページの赤字の部分も、保護司の方が活動しやすいようにということで書き込んでおります。今いただいた意見も踏まえて、関係機関と庁内にも共有して対応していきたいと思います。

荒木事務局長、ご意見等をお願いいたします。

○荒木構成員 森さんは気になっていることをはっきりおっしゃっていたけれども、息の長い云々とか、生きづらさという言葉がはやりのように使われていますが、私も個人的には好きではない言葉遣いです。

今、私がこういう仕事をしていて一番頭が痛いのは、前回もお話ししましたが、刑務所を出るときに、こんな支援は要りませんという不同意の人たちです。刑務所としては、同意を得る働きかけを所内で今まで以上にがっちりしてもらいたいと個人的には思っています。

また、社会に出てからのことですが、資格制限の緩和というのは、多分、国サイドでも議論をされたと思うのですが、その後、ここ何年間は一切触られていない状態ですから、ぜひともこの辺りの再検討をしていただきたいと思うのです。機会がありましたら、道から国へという形をお願いしたいと思います。

というのは、警備をやっている人については、お金を扱うような仕事はどうかと思えますけれども、雑踏警備とか、交通誘導とか、全部で4項目ありまして、法律上は1から5までということですが、その二つぐらいは緩和してもらえないかと思っています。

また、介護関係も、介護福祉士の「士」がつけば加算はまた一つ上がりますけれども、今は、介護の実務まででしたら資格制限に入っていないので、刑務所さんのほうでも、そこまでたどり着くような資格を付与していただくような働きかけをされていますけれども、もうちょっとなのです。だから、「士」まで5年間かかる形になりますので、この辺りも何とかならないかと思っています。

そのほか、もろもろのことで言えば、古物商であるとか、今問題になっています猟銃を持つ資格についても、結構対象者で関心を持っている方がおられまして、僕はまだ取得で

きないのですかと真面目に言います。真面目に生活しているのが5年経っていないから駄目だという形になります。

それから、先ほど森さんがお話ししたけれども、コロニーの問題です。みんな仲よしこよしで、刑務所で仲よくなって出てきて、そこが安定な場所だということです。

直近では、一昨日に電話をいただいた方が、先に刑務所を出て、協力雇用主さんの下で真面目に働き始めて2か月目ですよ。協力雇用主さんに頼めばちゃんと働けるよという話をして、覚せい剤仲間ですね。僕は何とかなりませんかという話をいただいて、まだ更生緊急保護の期間は残っていますので、今朝、観察所に行くようにお話をしました。

もう生活保護を受けているのですけれども、早晚、帰住地ではあったのですけれども、転がり込んだような形だったらしく、早々に出て行かなければならない、だから何とかしてほしいということです。

仕方がないですね。私ども相談支援を受ける側としては、今の段階では道筋をつけてやるが必要になります。この先、協力雇用主につなげられるかどうかは別問題ですけれども、先ほどの話ではないけれども、つないでいくということは心がけてやっているつもりです。

森さんにもお話ししたいのだけれども、何でも100%はいかないから、そこだけは理解してもらいたいです。何とかしてもらいたいと手挙げをしてきたら何とかするような道筋を私どもとしては考えていきますので、そこだけは理解していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

一番大事な就労の部分のお話をいただきました。どのように書くかはまた考えさせていただきますけれども、貴重なご意見として把握させていただきます。

磯田先生、ご意見がありましたらお願いします。

○磯田構成員 まず、質問ですけれども、46ページに21市町村で推進計画等が策定されたとありますが、この具体的な中身は分かりますか。

今、分からなければ、後で教えてください。

それにまつわった話をしたいと思います。

私は、北海道警察の留置施設視察委員会の委員をしまして、札幌管内のいろいろな警察署の留置場を見て回る機会があります。もちろん、札幌市内の留置場もあるのですが、田舎の留置場にも行く機会があります。そこで話を聞くと、そもそも逮捕される者もほとんどいないし、ましてや、最近は逮捕者を留置するのも、委託留置といって近場の大きな警察署で留置することになっていて、実際には留置場を使ってないということでした。そういうところの市町村の方からすると、正直なところ、再犯防止推進計画をつくれと言われても、いろいろと他の業務も忙しい中で、なかなかモチベーションが湧かないだろうということを実感しました。

ですから、道が再犯防止推進計画を立てて、それを市町村にも広げていきたいというの

であれば、やはり、人口とか、刑事司法に関連する施設があるのかどうかといった地域柄を踏まえる必要があるかと思います。人口が数百人とか数千人レベルのところのようなことを求めても、あまり意味がないのではないかと思います。そして、札幌、旭川、釧路、函館のブロックごとに、市町村の策定状況はどうなっているのかを明示した上で、未策定の市町村のうち、優先的に策定してもらいたいところをピックアップして、広げていくべきではないかと考えます。

要するに、今回が第二次計画であり、今後、第三次、第四次と続くことを前提として考えるのであれば、総花的に全ての市町村に計画策定を求めるのではなく、「第二次ではこういうところにつくってもらいたい」という市町村を具体的に示したほうがいいのではないかと思います。

○事務局（黒田主幹） 市町村の計画の状況を今は正確に把握しておりませんので、後ほど内容をご報告させていただきたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） やみくもにつくってくださいということではなくて、北海道警察や国の機関は、関心も高いでしょうし、事例も発生し得ますので、そういうところを重点的に抽出してアプローチしていくことを念頭にやっていきたいと思っています。それをこの中に書き込めるかどうかは、相談させていただきながらやっていきたいと思っています。

宮越課長、お願いいたします。

○宮越構成員 札幌高等検察庁の宮越です。

私の意見は、皆さんがおっしゃったことと重複しますので、省略したいと思います。

恐縮ですが、今回、2枚のチラシを配らせていただいております。これは、来年の令和6年2月3日土曜日に、駅前のアスティ45ビルの4階の大ホールで、法務省主催の北海道ブロックのシンポジウムを開催することが決定しました。

基調講演では、ここにおられる荒木局長にご講演をお願いしているほか、パネリストの方々も多く予定をしておりますので、ぜひ足をお運びいただけたらと思っております。

参加を希望される方は、メール等によりお申込みいただければありがたいです。

これから、皆様方の事業所や学校、大学に積極的に広報に伺いさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

予定の時間を過ぎておりますので、今の宮越課長からの情報提供を含めて、議題（2）まで終わらせていただきたいと思います。

本日は、パブリックコメント前、素案をまとめる前の最後の部会ということで開催させていただきました。この後も、お気づきの点がございましたら、随時、事務局にご連絡をいただければと思っております。

そして、パブリックコメントの後に、どんなご意見があったかという情報も皆様にお伝

えさせていただきますと思います。次回の部会は書面開催になるかもしれませんが、パブリックコメントの意見を見ていただきながらご意見をいただければと思っております。

### 3. 閉 会

○事務局（本田道民生活課長） それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回北海道再犯防止推進会議専門部会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上